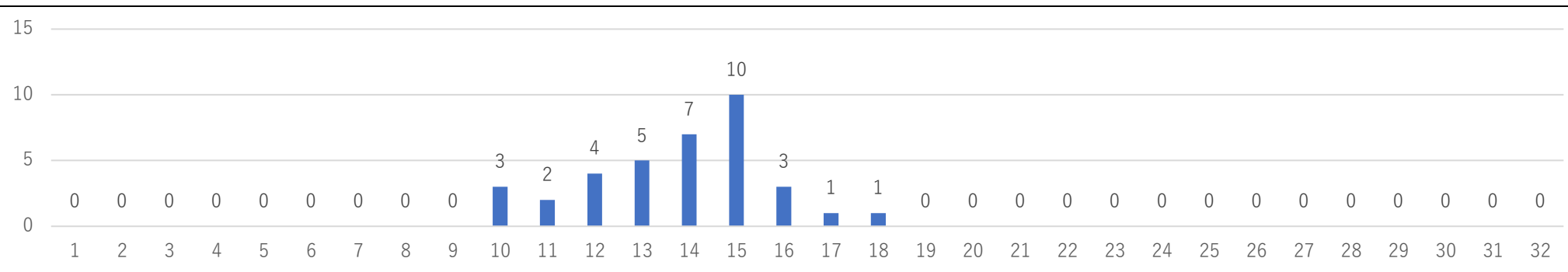


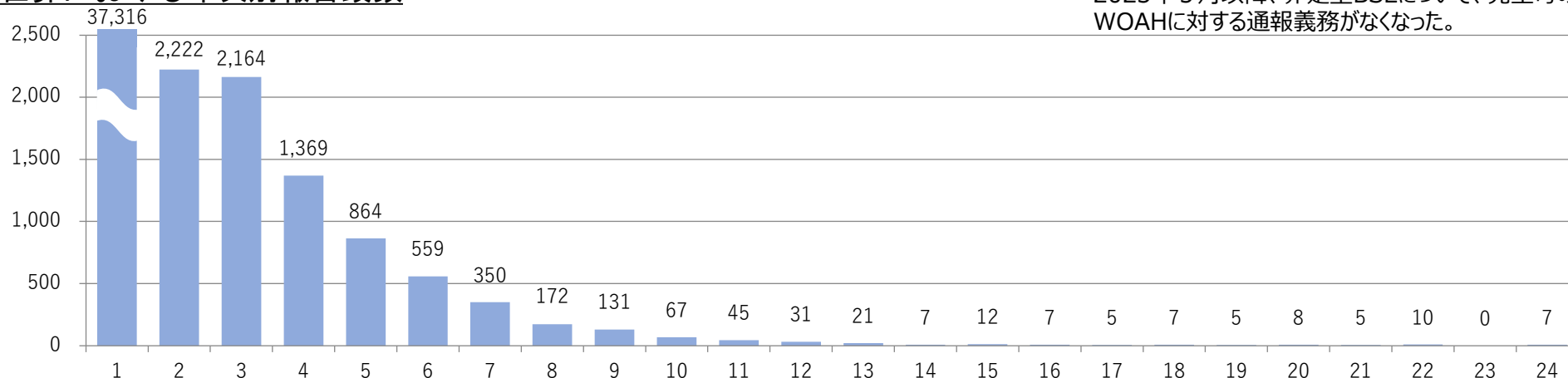
BSEの発生状況

- BSEは異常プリオンを原因とし、長い潜伏期間の後、脳組織に空胞状の変性が生じ（スポンジ状）、神経症状を起こし死に至る牛・水牛の疾病。
- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 2001年10月に法に基づく飼料規制を開始し、飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛の発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

○我が国における年次別報告頭数



○世界における年次別報告頭数



2023年5月以降、非定型BSEについて、発生毎のWOAHに対する通報義務がなくなった。

○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

BSE対策の概要

○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

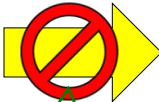
<令和6年3月31日まで>

一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛：廃止
起立不能牛：全月齢
BSE関連症状牛：全月齢
特定症状牛：全月齢

農林水産省所管



牛肉骨粉等



生産農場



死亡牛等

家畜保健衛生所



飼料規制（BSE発生防止対策）

- ・ 牛肉骨粉等は輸入及び飼料利用を禁止（平成13年10月以降）
- ・ 牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離（交差汚染の防止対策）
- ・ 輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

死亡牛のBSE検査<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛：廃止
起立不能牛：全月齢
BSE関連症状牛：全月齢
特定症状牛：全月齢

○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

【検査対象】

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

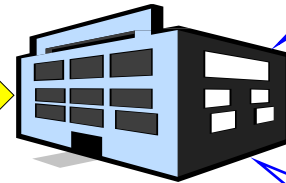
※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

厚生労働省所管

と畜時のBSE検査

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

と畜場・食肉処理場



小売店



特定危険部位の除去

特定危険部位は焼却

日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- WOAH（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年WOAHへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要

2021.4.1-2022.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	84	33.6	8	2,080
4才以上7才未満			0	0	4,716	761.6	5	3,750
7才以上9才未満			4,281	1712.4	1,836	1285.2	2	440
9才以上			9,437	943.7	1,226	245.2	2	90
小計			13,718	2656.1	7,862	9109.6	17	6,360

合計ポイント: 18125.7

注：2022年度までのサーベイランスの結果等の提出はポイント制によるものであったが、2023年のWOAH総会によりこれを廃止。2024年度より、報告件数と検査頭数のみを報告することとなっている。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	-	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭 (注2)	30か月齢以上の高リスク牛の一部 (注3)	48か月齢超の高リスク牛全頭 (注3)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮を除く。）、脊柱（背根神経節を含む）、脊髓	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髓、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髓 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髓等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

- 注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。
 なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。
 注2：令和6年4月1日より、全月齢のBSEを疑う症状を呈する牛に変更予定。
 注3：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。
 注4：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髓のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。

ヨ一ネ病 (JD) 対策

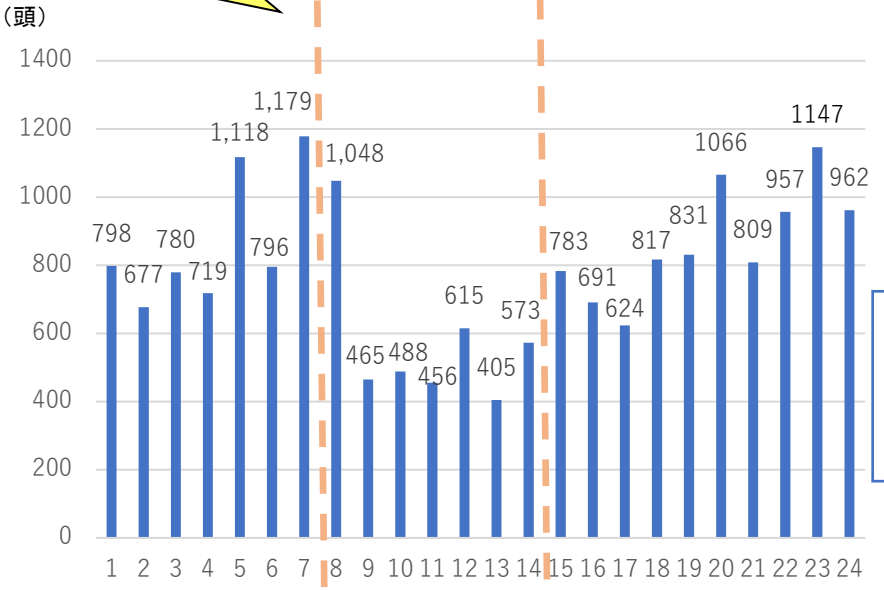
- 細菌 (ヨ一ネ菌) を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨ一ネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

現 状

患畜頭数

2006年11月「ヨ一ネ病防疫対策要領」を策定

2013年4月からリアルタイムPCR法による検査を導入



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査 (少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。
⇒ **検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒ **評価額の4/5を交付**
- 牛のヨ一ネ病対策要領 (2013年4月)
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・ 予防対策: 知識普及、衛生管理指導
 - ・ 牛の移動管理: **清浄確認農場からの導入**
検査陰性牛の導入
 - ・ まん延防止措置: 患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。
 - ①同居牛の検査 (年3回)
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施 (年1回)



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、陰性証明書の交付費用等を支援

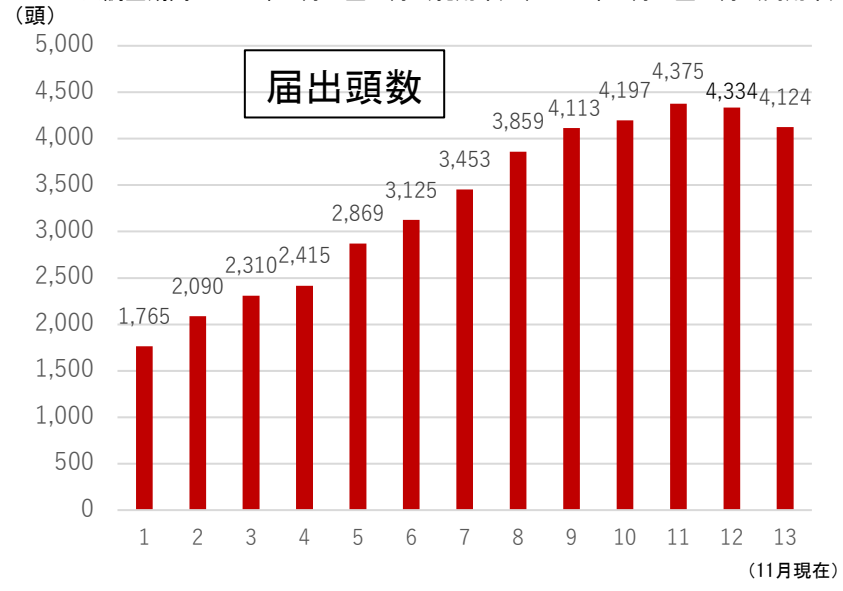
EBL（牛伝染性リンパ腫）対策

- ウイルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると消瘦、を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



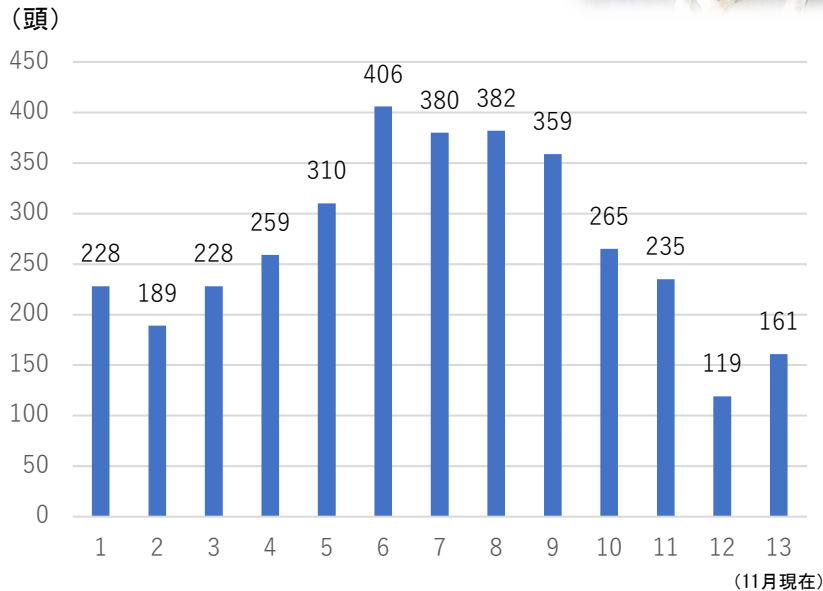
国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- 家畜共済
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現状

届出頭数



対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ 陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ 予防接種の励行

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための定期的な検査の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ 自主とう汰の推進



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

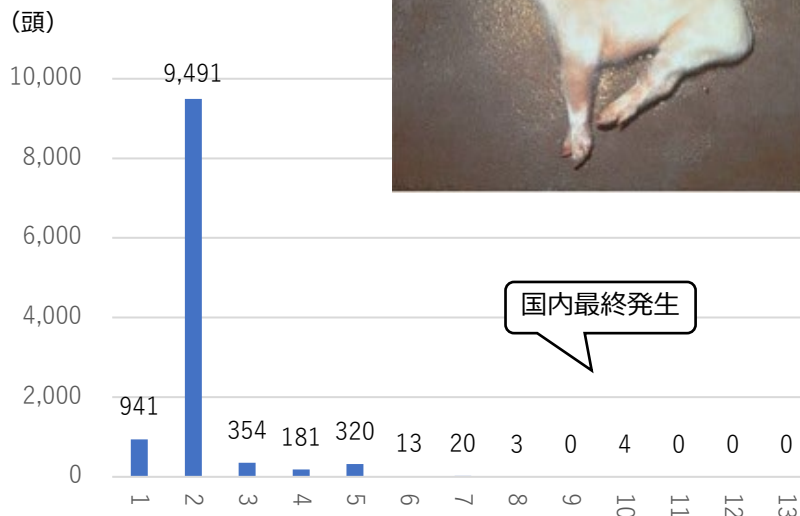
- ウイルス (豚ヘルペスウイルス1) を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。発症豚の分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では潜伏感染(ウイルスが不活性化状態で体内に維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスによってウイルスが再活性化すると新たな感染源となる。

現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
- 2023年1月、全都道府県が清浄県※に移行。

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階 (ステータスⅢ) 又は清浄段階 (ステータスⅣ) である都道府県。

届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領 (1991年3月。2017年3月最終改訂)
 - ・ 衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・ 清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種 (識別) の励行。
 - ・ 抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・ 地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

(地域ステータス)

- ・ ステータスⅠ 清浄化の体制構築
 - ・ ステータスⅡ (前期) 浸潤状況の把握
 - ・ ステータスⅡ (後期) ワクチン接種の推進
- 浸潤県



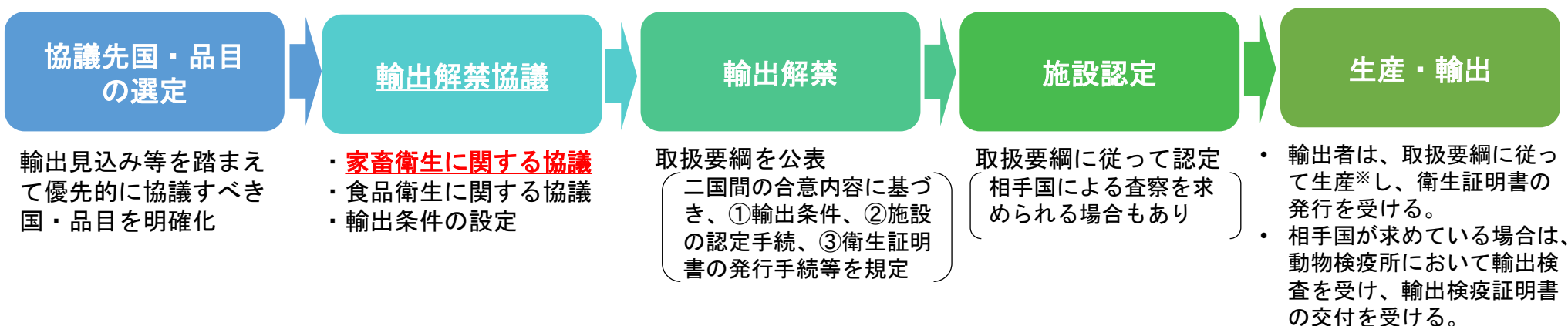
野外ウイルスが存在しない

- ・ ステータスⅢ (前期) 検査による清浄性確認
 - ・ ステータスⅢ (後期) ワクチン接種中止
 - ・ ステータスⅣ 清浄化達成
- 清浄県

- ・ 全国が清浄県になったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により**継続的に清浄性を確認**。

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要 (HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等)

- 輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。
- うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局 (WOAH) が通報対象と定める家畜の伝染性疾病 (**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**) が中心。
- 解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生**すると**相手国から輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。

疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念

日本からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	○	○	○	○	○
	台湾	○※			○	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			○	○
	タイ	○	○			○
	インドネシア	○				○
	フィリピン	○			●	○
	マカオ	○	○	○	○	○
	ベトナム	○	○	○		○
	ミャンマー	○				
	シンガポール	○	○	○	○	○
	マレーシア	○				○
北米	米国	○			○	○
	カナダ	○				○
太洋州	豪州	○				○
	ニュージーランド	○				○
中南米	メキシコ	○				
	ブラジル	○				
	アルゼンチン	○				
	ウルグアイ	○				
中東	アラブ首長国連邦	○	○		●	○
欧州	E U及び英国	○		○	○	○
その他	ロシア	○		●	●	○

○：解禁済み

●：協議中

※：月齢制限撤廃協議中

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省